

様式第十一（第4条第8項関係）

特定海外事業計画の変更の不認定通知書

番 号
年 月 日

殿

内閣総理大臣 名
財 務 大 臣 名

年 月 日付けで変更申請のあった特定海外事業計画について、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。